市民参加の森林づくり実行委員会林業用具貸付規程

（目的）

第１条　この規程は、市民参加の森林づくり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う林業用具の貸付けについて定める。

（林業用具）

第２条　貸付対象とする林業用具は、別表に定める。

（貸付対象者）

第３条　林業用具の貸付けを受けることができる者は、広島市内で森林整備活動に取り組む市民団体及び実行委員会委員長が適当と認める団体とする。

（貸付申請）

第４条　林業用具の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第８条に掲げる管理責任等を理解した上で、林業用具貸付申請書（様式第１号）を実行委員会委員長に提出しなければならない。

（貸付可否の決定）

第５条　実行委員会委員長は、前条による申請を受けたときは、速やかに貸付けの可否を決定し、その結果を林業用具貸付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知する。

（貸付期間）

第６条　林業用具の貸付期間は、第４条による申請に基づき、実行委員会委員長が決定する。

（林業用具の引渡し）

第７条　林業用具の引渡しは、実行委員会委員長が指定する引渡日及び引渡場所において行う。

２　第５条の規定により林業用具の貸付けの決定を受けた者（以下「借受者」という。）は、林業用具の引渡しを受けるときは、林業用具借受書（様式第３号）を実行委員会委員長に提出しなければならない。

（林業用具の管理責任等）

第８条　借受者は、貸付けを受けた林業用具の適正な管理、保管及び使用に努めなければならない。

２　借受者は、林業用具のき損、盗難等の事故があったときは、遅滞なくその理由を付して実行委員会委員長に報告しなければならない。

３　借受者は、林業用具のき損による修理費及び盗難等の事故による補償費は、自己の責任において弁償しなければならない。

４　借受者は、林業用具を、貸付申請書に記載した使用目的以外の用途に使用してはならない。

（林業用具の返納）

第９条　借受者は、貸付期間が満了したときは、速やかに林業用具を返納しなければならない。

２　借受者は、前項により返納するときは、林業用具に汚れ・傷み等が無いようにするものとする。

（転貸の禁止）

第10条　借受者は、林業用具を転貸してはならない。

（第三者への損害）

第11条　林業用具の使用により第三者に損害が生じた場合は、借受者の責任において賠償しなければならない。

（貸付けの取消し）

第12条　実行委員会委員長は、借受者が次の各号に該当するときは、貸付期間内であっても、林業用具の返納を求めることができる。

（１）貸付申請書に虚偽の記載があった場合

（２）この規程に定める事項に違反した場合

（３）その他、借受者に貸付不適当と認められる行為のあった場合

附　則

この規程は、平成１８年８月１８日から施行する。

附　則

この規程は、平成２１年７月１０日から施行する。

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年１月１１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年１０月１日から施行する。

別表

貸付対象とする林業用具一覧表

|  |  |
| --- | --- |
| 林　業　用　具 | 数　量 |
| 下刈鎌（長柄） | ７０　本 |
| 草刈鎌 | １００　本 |
| 間伐鋸 | ４０　本 |
| 枝打鋸 | ５０　本 |
| 竹挽鋸 | ５０　本 |
| 鉈鎌 | ５０　本 |
| 鍬（長柄） | ７０　本 |
| 鍬（短柄） | ５０　本 |
| 砥石 | ５０　個 |
| ベルト | １００　本 |
| ヘルメット | １００　個 |

様式第１号

林業用具貸付申請書

令和　　年　　月　　日

市民参加の森林づくり実行委員会委員長　様

申請者　住　所

　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　職氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　林業用具の貸付けを受けたいので、市民参加の森林づくり実行委員会林業用具貸付規程第４条により、下記のとおり申請します。

　また、林業用具の貸付けを受けるに当たっては、市民参加の森林づくり実行委員会林業用具貸付規程を遵守します。

記

１　使用目的、活動内容等

　　（使用目的、活動内容、実施場所、参加者、人数等をご記入ください。）

２　貸付けを希望する林業用具及び数量

|  |  |
| --- | --- |
| 林　業　用　具 | 数　　量 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

３　希望する貸付期間

　　令和　　年　　月　　日（　　）　～　令和　　年　　月　　日（　　）

様式第２号

林業用具貸付決定通知書

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市民参加の森林づくり実行委員会委員長

　令和　　年　　月　　日付けで申請のあったことについて、下記のとおり決定したので、市民参加の森林づくり実行委員会林業用具貸付規程第５条の規定により通知します。

記

１　貸し付ける林業用具及びその数量

|  |  |
| --- | --- |
| 林　業　用　具 | 数　　量 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

２　貸付期間

　　令和　　年　　月　　日（　　）　～　令和　　年　　月　　日（　　）

３　引渡日及び引渡場所

　　令和　　年　　月　　日（　　）、広島市農業振興センター

４　その他

（１）林業用具貸付規程第７条第２項による林業用具借受書を、引渡し当日に持参すること。

（２）貸付けを受けた林業用具の適正な管理、保管及び使用に努めること。

（３）林業用具のき損、盗難等の事故があったときは、遅滞なくその理由を付して実行委員会委員長に報告すること。

（４）林業用具のき損による修理費及び盗難等の事故による補償費は、自己の責任において弁償すること。

（５）林業用具を、貸付申請書に記載した使用目的以外の用途に使用しないこと。

様式第３号

林業用具借受書

令和　　年　　月　　日

市民参加の森林づくり実行委員会委員長　様

借受者　住　所

　　　　団体名

　　　　職氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　令和　　年　　月　　日付けで貸付決定通知のあった林業用具を、次のとおり借り受けます。

１　借り受ける林業用具及び数量

|  |  |
| --- | --- |
| 林　業　用　具 | 数　　量 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

２　借受期間

　　令和　　年　　月　　日（　　）　～　令和　　年　　月　　日（　　）

＜市民参加の森林づくり実行委員会記入欄＞

返却日　　令和　　　年　　　月　　　日　　　　　　確認者

特記事項（き損等）